

有価証券報告書（半期報告書）の適正性に関する確認書

2019年12月25日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目1番1号
不動産投資信託証券発行者名	ジャパンリアルエステイト投資法人
	(コード: 8952)
執行役員	
代表者の役職・氏名 (署名)	柳澤 裕

当法人の執行役員である柳澤裕は、当社の2019年4月1日から2019年9月30日までの第36期事業年度の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、以下のとおりです。

記

1. 当投資法人の仕組みについて

当投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。当投資法人は投信法の規定により、資産の運用に係る業務等をジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）に、資産保管業務を三井住友信託銀行株式会社に委託しているほか、名義書換業務に係る一般事務及び会計事務等に係る一般事務を三菱UFJ信託銀行株式会社に委託しております（以下、「一般事務受託者」といいます。）。

また、当投資法人の会計監査人は、EY 新日本有限責任監査法人です。

2. 有価証券報告書の作成プロセス

有価証券報告書は、一般事務受託者が作成した会計帳簿及び所管である資産運用会社の企画部に集約された情報をもとに、有価証券報告書作成に必要なその他のすべての情報を加味した上で、資産運用会社が原案を作成しております。

作成された原案については法律事務所及び税理士法人による助言を受け、又同原案のうち財務諸表部分については会計監査人の監査を受け、執行役員である私が内容を確認し、提出しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 有価証券報告書を適正に作成するための十分な体制及び作成プロセスが上記1. 及び2. のとおり構築されており、かつ実施されていること。
- (2) 一般事務受託者の業務処理状況及び資産運用に関する事項をはじめとした当投資法人に関わる重要な事項が、当投資法人役員会に適切に付議若しくは報告されていること。また、資産運用会社のコンプライアンス及びリスク管理に関する事項について、当投資法人役員会に定期的に報告がなされていること。
- (3) 当投資法人の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人から、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査証明を受け、同法同条に基づく監査報告書を受領していること。

以上